主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人荒木宏の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。(なお、本件上告趣意書は、弁護士酉井善一も連名で記載されているが、同人は当審の弁護人として選任されておらず、また原審弁護人の資格でみずから上告申立をした者でもないから、弁護人荒木宏の上告趣意として取り扱う。)

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四四年二月二二日

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官